

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 平野市町抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	平野 大正 西成 城東 東成	(株)明電舎	430,100,000	令和5年1月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
2	令和4年度 柴島浄水場下系酸注入設備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	日立造船(株)	2,970,000	令和5年1月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
3	令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備制御盤室用空調機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	日立グローバルライフソリューションズ(株)	2,200,000	令和5年1月6日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
4	両国住宅(3・4号館)外3住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	旭区 城東区 鶴見区	三精テクノロジーズ(株)	298,100,000	令和5年1月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和4年度大阪市中央卸売市場本場市場棟棟換気設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	福島区	(株)日立産機システム	2,255,000	令和5年1月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
6	湊町リバープレイス泡消火設備修繕	09E:消防施設工事	浪速区	ヤマトプロテック(株)	22,000,000	令和5年1月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	市営南港中住宅22号棟南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備修繕	09D:機械器具設置工事	住之江区	新明和工業(株)	2,612,500	令和5年1月13日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機冷温水発生機燃焼部品取替修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	パナソニック産機システムズ(株)	1,318,900	令和5年1月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕	09D:機械器具設置工事	東住吉区	新明和工業(株)	7,436,110	令和5年1月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	令和4年度 中浜流注場破砕ポンプ修繕	09D:機械器具設置工事	城東区	ゼノア環境装置(株)	2,574,000	令和5年1月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	大阪市中央卸売市場本場業務管理棟16階ホール音響設備改良工事	10:電気通信工事	福島区	(株)JVCケンウッド・公共産業システム	6,919,000	令和5年1月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	令和4年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター修繕その2	09A:昇降機設置工事	福島区	フジテック(株)	16,390,000	令和5年1月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	令和4年度大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備修繕	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和工業(株)	21,060,600	令和5年1月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	西部環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	大正区	(株)日立ビルシステム	3,520,000	令和5年1月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
15	東成区民センター大ホール移動観覧席修繕	09D:機械器具設置工事	東成区	コクヨ(株)	5,816,800	令和5年1月25日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	旭区役所情報通信設備にかかる無停電電源装置修繕	04:電気工事	旭区	(株)三社ソリューションサービス	1,404,700	令和5年1月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
17	北消防署南森町出張所建替に伴う消防情報システム署所設備工事	10:電気通信工事	北区	富士通Japan(株)	2,651,000	令和5年1月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
18	(仮称)夢洲駅南東出入口整備工事	01:土木工事	此花区	大林・熊谷・東急・東洋特定建設工事共同企業体	1,768,800,000	令和5年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K11	
19	大阪市東住吉区役所交流無停電電源装置修繕	04:電気工事	東住吉区	(株)三社ソリューションサービス	1,349,700	令和5年1月31日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
20	令和4年度 此花下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花 平野	(株)日立製作所	372,900,000	令和5年2月7日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
21	令和4年度 柴島浄水場総合管理棟空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東淀川区	ダイキン工業(株)	2,090,000	令和5年2月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
22	大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕(その2)	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三菱電機ビルソリューションズ(株)	4,950,000	令和5年2月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
23	大道南小学校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区 天王寺区 東住吉区	三精テクノロジーズ(株)	69,630,000	令和5年2月15日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
24	咲洲みなみ小中一貫校ほか3校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区 住吉区 東住吉区 西成区	東芝エレベータ(株)	79,750,000	令和5年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
25	令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕	09D:機械器具設置工事	東住吉区	(株)前川製作所	21,780,000	令和5年2月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
26	加賀屋東小学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区 住吉区 浪速区	フジテック(株)	49,060,000	令和5年2月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
27	矢田中学校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区	三菱電機ビルソリューションズ(株)	19,910,000	令和5年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
28	豊野浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設管理設備改造工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市 東淀川区	東芝インフラシステムズ(株)	146,300,000	令和5年2月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
29	令和4年度 十八条下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	淀川 西淀川 城東 都島 旭 西成	東芝インフラシステムズ(株)	430,210,000	令和5年2月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
30	田辺中学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東住吉区 住吉区 浪速区	(株)日立ビルシステム	55,880,000	令和5年2月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	瑞光中学校ほか2校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区 北区	日本オーチス・エレベータ(株)	59,400,000	令和5年2月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
32	住之江小学校ほか4校昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	住之江区 福島区 平野区 淀川区 東淀川区	日本エレベーター製造(株)	94,810,100	令和5年3月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	庭窪浄水場守口市送水管布設に伴う既設監視制御設備外改造その他工事	09B:上下水道施設工事	守口市 東淀川区 生野区	(株)日立製作所	105,050,000	令和5年3月3日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
34	豊野浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設配電設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	寝屋川市 東淀川区	(株)明電舎	24,420,000	令和5年3月3日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
35	住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸(2工区)築造工事(その15)	01:土木工事	住之江区	大成・奥村・前田・中林 特定建設工事共同企業体	2,801,700,000	令和5年3月24日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号	W5	適用

随意契約理由書

1 工事名称：令和4年度 平野市町抽水所外4か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：（株）明電舎

3 随意契約理由： 本工事は、平野市町抽水所外4か所における運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、（株）明電舎が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設施工業者のみである。

よって、（株）明電舎と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場下系酸注入設備修繕

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置している酸注入設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、アタカ大機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

なお、当該設備の事業は、アタカ大機（株）より、日立造船（株）に事業継承されており、本修繕を実施することのできる業者は、日立造船（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 修繕名称：

令和4年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備制御盤室用空気調和機修繕

2 契約相手方：

日立グローバルライフソリューションズ(株)

3 随意契約理由：

本修繕は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備制御盤室に設置している空気調和機の圧縮機等が、長時間の運転により損傷しているため修繕するものである。

今回修繕する空気調和機は、脱水分離液処理設備制御盤室の熱負荷を取り除くための冷却設備であり、冷却が行えないと脱水分離液処理設備制御盤等が損傷する恐れがあり、脱水分離液処理設備の運転に支障を来すため修繕する必要がある。

本設備は、日立アプライアンス(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、日立アプライアンス(株)は、日立コンシューマ・マーケティング(株)と合併し、日立グローバルライフソリューションズ(株)と名称変更したものである。

以上のことから、製作会社である日立グローバルライフソリューションズ(株)と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令：

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

両国住宅(3・4号館)外3住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7835)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和4年度大阪市中心卸売市場本場市場東棟換気設備修繕

2 契約の相手方

(株)日立産機システム

3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している換気設備の修繕を行うものである。

対象設備は、(株)日立製作所が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。よって、本修繕を施工できるのは、(株)日立製作所から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている(株)日立産機システムのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

湊町リバープレイス泡消火設備修繕

2 契約の相手方

ヤマトプロテック株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している消防用設備を構成する泡消火設備について、配管の破損、耐用年数の超過、経年劣化に伴う部品交換及び消火薬剤交換を行い、交換後試運転調整を行うものである。泡消火設備を修繕しなかった場合、破損個所の影響及び経年劣化等により火災時に消火薬剤を噴出するため圧力をかけた際に正常に作動せず、施設の管理運営に重大な支障をきたすこととなる。

修繕する泡消火設備は、ヤマトプロテック株式会社が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、当該既存設備部分の機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠である。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることが出来るのは、ヤマトプロテック株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ（電話番号 06-6208-9442）

随意契約理由書

1 案件名称

市営南港中住宅 22 号棟南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、南港管路輸送施設真空式ごみ収集設備保守点検整備業務委託の定期点検において、真空式ごみ収集設備（以下、本設備）の構成機器である固定設備（市営南港中住宅 22 号棟に個別に設置）の点検作業中に判明した不良箇所の修繕を行うものである。

本設備の故障により、ダストシュートの使用ができなくなっており、ごみ収集という生活に密着した市民サービスが低下しているため早急な復旧が必要である。

本設備は、本市独自のものとして、新明和工業（株）が技術開発、設計、製作、施工したもので、移動式ごみ収集装置及び固定設備が、システムとして互いに有機的に連携されて稼働している。また、強力な真空圧を利用することから誤った取扱いを行うと、本設備の損傷だけでなく、周辺を通行する市民等を巻き込む事故につながる恐れがあるため、本修繕については、本設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

今回の修繕は、製造者独自の技術により本設備を製造しており、製造者以外では整備技術面の対応が不可能で、既存機器と密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障が生ずる可能性があること、また基準どおりの性能を維持できるように修繕を行い、保守点検期間中の性能維持、故障時の迅速な緊急対応について当該業者の一貫した責任により確実なアフターサービスを実施させる必要があることから、本修繕を実施できるのは、製造業者である新明和工業（株）のみである。

上記理由により新明和工業（株）と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部施設管理課

(電話番号 06-6630-3376)

随意契約理由書

1 案件名称

大正区役所ガス吸収式冷温水機1号機冷温水発生機燃焼部品取替修繕

2 契約相手方

パナソニック産機システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大正区役所の空調設備(ガス吸収式冷温水機1号機冷温水発生機)を修繕するものである。

ガス吸収式冷温水機1号機の主機関部分である冷温水発生機の燃焼部が劣化により動作不良をおこしており正常な燃焼ができなくなっているため、現状は2号機のみで空調機器の運用をしている。

しかしながら、2号機のみで空調機器を運用し続けると負荷がかかり、機器の故障の原因となるため、大正区役所内で適切な温度を保つことができなくなり、市民や職員への健康を著しく害する恐れもあることから、早急に行う必要がある。

本設備は、三洋電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕については三洋電機(株)を完全子会社化したパナソニック(株)の業務用空調設備に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ(株)に特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大正区役所総務課庶務担当(06-4394-9683)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業株式会社

3 随意契約理由

本件は、塵芥処理設備の定期保守点検において、それら各種構成部品の経年劣化の進行が報告され、早急な補修が必要であることが判明したため実施するものである。

東部市場に設置されている塵芥処理設備は、場内の良好な衛生環境を保つために必要不可欠な設備であり、かつ日々故障なく安定的に稼働することが求められており、故障が発生した場合、ごみの処理が滞り市場運営にも多大な支障をきたすこととなる。

本修繕対象設備は、新明和工業株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 中浜流注場破碎ポンプ修繕

2 契約相手方

ゼノア環境装置 (株)

3 随意契約理由

本修繕は、中浜流注場に設置している浄化槽汚泥破碎ポンプ並びに、し尿破碎ポンプの劣化による性能低下により分解整備を行い、当該設備の性能復旧を行うものである。

本破碎ポンプは、コマツゼノア (株) (現：ゼノア環境装置 (株)) が有する独自の技術により設計・製造をしたものであり、本修繕については当該設備の構造、仕様及び動作原理を十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには本破碎ポンプを設計・製造した会社以外では本修繕に対して技術面の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること。

また、修繕後の当概設備の性能作動状態、耐寿命、安全性 (製造物責任) に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課

(電話番号 06-6630-3328)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟 16 階ホール音響設備改良工事

2 契約の相手方

(株) JVC ケンウッド・公共産業システム

3 随意契約理由

本工事は、本場業務管理棟 16 階ホールに設置している音響用設備の機器の更新を行うものである。

本工事は、継続し使用可能な既存の機器を活用しながら設備の更新をすることから、製造者独自の規格を熟知していることが必要で、ハード及びソフトについて製造業者の技術情報も不可欠であり、その技術情報は当該設備の製造者である

(株) JVC ケンウッド・公共産業システムのみが有している。

また本工事で施行する部分は、既設部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分の使用等に関してトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

よって、作動の確実性、安全性、既存設備との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは (株) JVC ケンウッド・公共産業システムのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場本場設備担当 (電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場本場エレベーター・エスカレーター修繕その2

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本場に設置されているエレベーター・エスカレーターの部品取替え、並びに試運転調整を行うものである。

本修繕対象設備は、施工にあたって製造者以外では整備技術面の対応が不可能であると共に純正部品や製造業者の技術情報も不可欠で、その技術情報は当該設備の製造業者であるフジテック(株)のみが有している。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるフジテック(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7966)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備修繕

2 契約の相手方

新明和工業(株)

3 随意契約理由

本修繕は、市場内に設置の塵芥処理設備について修繕を行うものである。

本設備は、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969）

随意契約理由書

1 案件名称

西部環境事業センターガス吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本修繕は、西部環境事業センターにおけるガス吸収式冷温水機（以下「当該設備」）について、冷却塔における部品の劣化により動作不良を起こしており、性能が十分に発揮できなくなったことから劣化した部品の取替及び試運転調整を行い当該設備の性能復旧を実施するものである。

当該設備は、(株)日立ビルシステムが有する独自の技術により製作・設置したものであり、理論的及び経験的に設備の有する特性を十分把握したうえで行わなければならない。

当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。そのため、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは製造者である(株)日立ビルシステムのみである。

以上のことから、既製品の製造業者である(株)日立ビルシステムと特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

東成区民センター大ホール移動観覧席修繕

2 契約の相手方

コクヨ株式会社

3 随意契約理由

本修繕業務は、東成区民センター大ホール移動観覧席の椅子起立動作を担うスプリング等関連部材の経年劣化による不調を解消するため、当該修繕を行うものである。

本業務の施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に、専門技術及び知識が不可欠である。同設備は、コクヨ株式会社が設計・製作・設置を行なっているため、動作の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、コクヨ株式会社のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

随意契約理由書

1 案件名称

旭区役所情報通信設備にかかる無停電電源装置修繕

2 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであるが、内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管している。

以上のことから本作業を実施することのできる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

旭区役所 総務課 (電話番号: 06-6957-9625)

随意契約理由書

- 1 案件名称
北消防署南森町出張所建替に伴う消防情報システム署所設備工事
- 2 契約の相手方
富士通 Japan (株)
- 3 随意契約理由
消防情報システム署所設備は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る設備で、本案件は北消防署南森町出張所建替に伴い、当該設備の設置及び配線を行う工事である。
本設備は富士通(株)が設計製作したもので、工事を行うにあたっては、製作者独自の専門知識や技術力が必要である。また、施工後の責任と性能について保証を持たせる必要があり、本案件を施工できるのは富士通(株)から消防情報システム関連事業について承継している富士通 Japan (株)のみである。
以上より、上記業者と特名随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
消防局警防部警防課(情報システム) (電話番号 06-4393-6573)

随意契約理由書

1. 案件名称

(仮称) 夢洲駅南東出入口整備工事

2. 契約相手方：大林・熊谷・東急・東洋特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由

本工事は令和7年開業予定の北港テクノポート線(仮称)夢洲駅と大阪・関西万博のメインゲートを結ぶ階段及びエレベーター・エスカレーターなどの基礎となる土木構造物を整備する工事である。

現在、夢洲駅の駅舎構造物の構築のため、大阪市高速電気軌道株式会社が鉄道インフラ部整備工事(以下、「隣接工事」という。)を施工しているところであり、令和6年3月末の完成を予定している。

一方、本工事は令和5年2月に着手予定であり、隣接工事と約1年間工程が重複することとなる。

本工事で施工する南東出入口は、隣接工事で施工中の駅舎と地下で接続した構造であるため、隣接工事の駅舎や土留め壁を本工事の土留工として使用し、背面からの土圧を本工事の仮設物と隣接工事の構築物で一体的に支えることとなる。その際、本工事の仮設物と隣接工事の構築物の状況(ひずみ・傾斜等)をリアルタイムで計測・管理し、事故の防止と安全対策の徹底を図る必要がある。

施工事業者を別にした場合、一体的な施工管理が困難となり安全対策が不十分になる等、事故発生リスクが高まるほか、万が一、工事中に仮設物や構築物に変状や損傷が生じた場合には、その施工責任や原因の究明等に時間を要し、現場対応の遅れにつながる懸念される。

そのため、工事の安全・円滑かつ適切な施工が行えるよう一つの事業者が責任施工する必要がある。

このほか、隣接工事の駅舎や土留め壁を使用することにより、本工事の土留め工約60mの施工が不要となり、工期の短縮や経費の節減を図ることができる。

以上のことから、本工事については、隣接工事を施工している事業者に随意契約する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課

随意契約理由書

1. 案件名称

大阪市東住吉区役所交流無停電電源装置修繕

2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

3. 随意契約理由

現在東住吉区役所では、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先に安定的に供給する「交流無停電電源装置」を庁内情報ネットワークのシステム機器に接続しており、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となる場合であっても安定した電力供給が可能となっている。

しかし、今回、本機器に内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、製作者である(株) 三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株) 三社ソリューションサービスに移管しており、本修繕を実施することができる業者は、(株) 三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市東住吉区役所総務課 (06-4399-9626)

随意契約理由書

1 工事名称： 令和4年度 此花下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方： (株)日立製作所

3 随意契約理由：

本工事は、此花下水処理場外2か所において、施設の運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである

本工事で機能追加する既設設備は、(株)日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるほか、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署： 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場総合管理棟空気調和設備修繕

2 契約の相手方

ダイキン工業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場総合管理棟の空気調和設備に故障が発生し運転不可能となっていることから、修繕を行うものである。

今回の修繕については、空調機の主要部品となる圧縮機並びに制御装置等を交換し、機能回復を図るものである。

当該設備は、ダイキン工業（株）が独自に設計、製作したものであり、今回のような部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、ダイキン工業（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号 06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場仲卸売場棟エレベーター設備修繕（その2）

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、エレベーター設備の定期的な維持保全を行うことにより、安全な運行及び機能の維持を図るものである。また、「仲卸売場棟・配送加工センター棟エレベーター設備保守業務委託」の点検結果に基づき、巻上機ギヤオイル、調速機（カゴ側）、カゴ上ステーション内主回路電解コンデンサ、ドアマシンプーリー、カゴブザーの取替を行うものである。

本修繕対象のエレベーターは、三菱電機（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、当該エレベーターの製造者である三菱電機（株）は、エレベーター保守等サービス業務全般及び改修・修理工事を同社の系列会社である三菱電機ソリューションズ（株）に委譲している。

よって、当該エレベーターの構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三菱電機ビルソリューションズ（株）と契約締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場設備担当（電話番号 06-6756-3956）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

大道南小学校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、三精テクノロジーズ (株) が製造・設置したものである。昇降機設備設置から 25 年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲みなみ小中一貫校ほか3校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、東芝エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度大阪市中央卸売市場東部市場水産卸売場棟低温化設備修繕

2 契約の相手方

(株)前川製作所

3 随意契約理由

本修繕は、水産卸売場棟低温化設備の機能を維持するため、冷凍機の部品交換並びに圧縮機用モーターの修繕を行うものである。

当該設備は、東部市場の水産卸売場を低温に維持し、水産物の低温化流通に必要な不可欠なものであるため、その機能を維持し運用することは生鮮食料品を取り扱う当市場において非常に重要である。

修繕の対象となる冷凍機は、すべて(株)前川製作所が製造した製品であり、修繕にあたっては、同社を通じてのみ入手可能な純正部品並びに機器に関する知識が必要であるとともに、修繕後の的確な試運転調整が求められる。

よって、当該設備の作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることから、修繕を実施できるのは、(株)前川製作所のみである。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当 (電話番号 06-6756-3955)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

加賀屋東小学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本昇降機設備は、フジテック (株) が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

矢田中学校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機（株）の制作・施工により、学校に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ（株）にて制作している機器を使用しなければならない。

学校環境改善を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である、三菱電機（株）から昇降機設備製造、据付、保守及び修理等を委譲した三菱電機ビルソリューションズ（株）と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設管理設備改造工事

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場に新設する施設運転用自家発電設備の設置に伴い既設設備の改造を行うものである。

当該設備は、東芝インフラシステムズ(株)が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である東芝インフラシステムズ(株)以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 工事名称：令和4年度 十八条下水処理場外7か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由：本工事は、十八条下水処理場外7か所において、監視制御及び自動制御するために必要となる制御機能等を既設監視制御設備等に機能追加するものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

施工する際は既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設施工業者のみである。

よって、東芝インフラシステムズ（株）と契約締結するものである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

田辺中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株) 日立ビルシステム

3 随意契約理由

本昇降機設備は、(株)日立ビルシステムが製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

瑞光中学校ほか2校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本オーチス・エレベータ（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江小学校ほか4校昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造（株）

3 随意契約理由

本昇降機設備は、日本エレベーター製造（株）が製造・設置したものである。昇降機設備設置から25年以上が経過しており、主要機器部品の製造が中止されていることを踏まえ、故障した際に当該部品の交換ができず、昇降機を使用できなくなることから、学校運営に著しい支障をきたすため計画的に改修工事を行う必要がある。

本工事には製造者しか知り得ない知識及び技術が不可欠であり、交換に必要な部品の調達から交換に伴う工事の施工管理監督まで独自のノウハウを有し、既設部分との施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であることから、上記業者と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 施設整備課 設備グループ

(電話番号 06-6208-9086)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場守口市送水管布設に伴う既設監視制御設備外改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 日立製作所

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場守口市送水管布設等に伴い、既設庭窪浄水場監視制御設備及び柴島浄水場総合水運用システムの改造並びに異配水場配水ポンプ用吐出し弁・逆止め弁改良に伴い、既設異配水場監視制御設備及び運転操作設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作した機器及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴う既設配電設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株) 明電舎

3 随意契約理由

本工事は、豊野浄水場施設運転用自家発電設備設置に伴い、既設豊野浄水場配電設備の改造並びに水質試験所柴島本所建替整備に伴い、既設柴島浄水場配電設備の改造を行うものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作した機器で構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び制御回路等の機能を熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株) 明電舎以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外が本改造工事を履行し、トラブルが生じた場合、その原因が設備固有の問題なのか、本改造工事によるものなのか、責任の所在が不明確になるため、既設製造業者に施工させ、施工後の機能について一貫した責任をもたせる必要がある。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課 (電話番号 06-6616-5542)

随意契約理由書

1. 工事名称

住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その15）

2. 契約の相手方

大成・奥村・前田・中林特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場雨水滞水池並びに住吉川耐震護岸（2工区）築造工事（その14）に引き続き仮設工・躯体工・作業構台撤去工を行うものである。

本工事で実施する仮設工（掘削・土留支保工）並びに躯体工は、既往工事で実施している仮設工（地盤改良工・土留工）と一体となって効果を発現し、本工事を進めるものである。したがって、既往工事で施工している仮設工及び本工事で行う仮設工は密接不可分であり、その施工責任の一貫性を明確に確保する必要がある。

また、有事の際の施工責任を明確に確保することが不可欠であるため既往工事で設置した仮設材については当該工事の受注者が引続き使用して施工しなければならない。

さらには、本工事を中断すると仮設材等の保持・保全に係る現場経費の増加などによる事業費の増大、事業期間の延伸に伴う近接する重要構造物への影響等によって、本市の事業を進める上で大きな不利益を被るため、本工事を中断することなく連続した施工としなければならない。

よって、同一施工者による施工責任の連続性、かつ、瑕疵の明確化などの点から、本工事は継続工事との密接不可分な関係であり、同一施工者に履行させることにより工期の短縮、経費の削減が確保できると認められるため、上記相手方に随意契約するものである。

4. 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第5号

5. 担当部署

建設局 下水道部 下水道課（電話番号 06-6615-7883）